

H6 「コンクリート工場承認」の取り扱い

初版 平成22年7月

「コンクリート工場承認」の取り扱いについて

13監技第221号
平成13年11月12日

部内課（次）長
土木部現地機関の長
道路公社理事長 様
建設技術センター理事長
下水道公社理事長
公園公社理事長

土木部長

土木部発注工事に係わる「コンクリート工場承認」の取り扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおりとしましたので、遺憾のないようにしてください。
今回いままで取り扱われていたことを文書とし、発注者が立会い承認する2の項目を追加しました。

なお、建設事務所長においては、管内市町村へ情報提供をしてください。

記

- 1 生コンクリート工場（以下生コン工場）の承認手順は以下のとおりとする。
 - (1) 発注者は、年度初めに当年度の工事を対象にした生コンクリートを供給する工場からの申請に基づき審査し、適当と認められれば承認する。
なお、承認する工場は、原則として管内に位置する工場とする。（以下「一括承認」という）
 - (2) 発注者は、「一括承認」した生コン工場を請負者に提示するものとする。
 - (3) 請負者は、受注した工事で生コンクリートを使用する場合は、原則として「一括承認」した工場から選択し、発注者の承認を受けること。（以下「使用承認」という）
なお、「一括承認」した工場以外から選択する場合には、その理由や工場からの運搬方法など必要な資料を添えて提出し、発注者の承認を受けること。
 - (4) 発注者は、請負者が選択した生コン工場の品質などに問題があると認められる場合は、「使用承認」を取り消すことができる。
なお、当該生コン工場に対しては、品質管理が適正に行われるように改善を指示することができる。
- 2 生コン工場から申請された「生コン工場承認願い」は、発注者が立ち会う確認試験で品質が適正であることを確認のうえ承認する。
 - (1) 確認試験は、「コンクリート標準示方書」を踏まえて「長野県生コンクリート品質管理監査会議」（以下「監査会議」）の立入監査に準じて行う。
 - (2) 当該工場が、「監査会議」の実施する立入監査の合格証を得ている場合は、確認試験に代えることができる。
 - (3) 確認試験は、申請者が「監査会議」または公的機関等に申込み実施する。
- 3 請負者から申請される「使用承認」は、以下の手続きで審査する。
 - (1) 当該工場は、あらかじめ承認を得ている工場とする。
 - (2) 申請には、「レディーミクストコンクリート配合書」を提出し、呼び強度、スランプ、骨材、水セメント比などの配合を確認する。
 - (3) 安定した供給ができる体制や位置にある工場であるか確認する。
- 4 取り扱い日は、平成14年4月1日からとする。